

英語教育における自治体と民間企業の連携

—教育の民営化をめぐる日本の事例の示唆—

森 いづみ・高山敬太・大和洋子

概 要

本論文では、英語教育における自治体と民間企業との連携について検討する。国内の二つの自治体の教育委員会と企業の担当者からの聞き取り調査をもとに、「使える英語」を重視する国の教育政策のもとで、学校教育に民間企業が参入するようになった過程を描き出すことを目的としている。とくに、1) 生徒の英語コミュニケーション能力を育成するという国レベルの政策が自治体によってどのように受け入れられ、2) 政策実施のプロセスが自治体のリソースや少子高齢化等の要因によってどのように異なり、3) 国の政策課題に応えようとする自治体の取り組みに対して民間企業がどう関与したかについて検討を行った。結論部では、本稿の事例が教育の民営化を論じる既存の国際的な研究と一定の類似性を持つ一方で、公教育と民間教育産業の関係をより建設的に捉える視座を提供しうることを示す。また、教育における市場（経済活動）の社会的な役割についても考察する。

キーワード

公教育における民営化、民間連携、自治体、英語教育、日本の特徴

I. 問題関心

本稿は、日本の学校教育における民営化（privatisation）の一形態である公立学校と民間企業との連携に焦点を当て、国レベルの教育改革との関係にも注目しながら、その背景と実態を明らかにする。具体的には、近年大きな改革の波に晒されている英語教育に焦点を当て、二つの自治体と三つの民間事業者からの聞き取り調査をもとに、自治体レベルの民間連携の現状を明らかにする。その上で、研究蓄積が豊富な英語圏の教育の民営化に関する研究と照らし合わせながら、この現象をとりまく「日本の特徴」についても検討を加える。なお、以下の議論では、公教育における企業の参入を指して「民間連携」と呼ぶこと

にする。日本の文脈において民営化や市場化ではなく民間連携という言葉をあえて使うことの意義は、本論の結論部分で明らかにしたい。

公教育における民営化 (privatisation) という現象は、英語圏の研究者によりいち早く検討がなされてきた。この分野の研究を牽引してきた Burch (2006) は、2002 年の米国の NCLB 法 (No Child Left Behind Act) の成立後に、1) テスト関連のサービスや製品の台頭、2) テクノロジーを基盤としたさまざまな「解決策」の拡散、3) 市場活動を促進するための国家の役割の拡大が顕著にみられたと指摘した。つまり、標準テストを中心にしたアカウントビリティ政策が生み出した多岐にわたる報告義務やデータ管理の必要性が、これまでの州や学区の行政では対応できないものであり、結果として、公教育制度内に民間企業が参入する市場が出現したことを明らかにした。

また、NCLB 法のもう一つの特筆すべき特徴は、市場化や民営化を学校改革の「切り札」として明示的に位置づけていたことである (北野 2017)。NCLB 法のアカウントビリティにおいては、各州が定めた到達レベルを 5 年以上達成しない状態が続くと、その学校は再編成を求められる。再編成とは、チャータースクール化、教職員の入れ替え、または管理運営を州政府や民間企業に委託することのいずれかを実行することである。ゆえに、NCLB 法は学力の低い貧困地域において、市場化や民営化を推進し、その結果、学力格差をさらに拡大していると批判されてきた (Adamson & Galloway 2019, Au & Hollar 2016, Hursh 2017)。

米国の NCLB 法が火付け役となり、公教育の市場化や民営化の研究が飛躍的に増えたわけだが、近年の英語圏の研究においては、国家という枠を超えて営利活動をするグローバル教育産業の出現が大きなテーマとなっている。Verger ら (2016) は公教育に大きな影響を及ぼしつつあるグローバル教育産業の出現と拡大の要因として、国境を越えた教育の需要と供給、学校教育の商品化、カリキュラムの標準化やアカウントビリティの強化、分権化、エビデンス重視の政策や、テクノロジーと学習の結びつきを挙げる。すなわち、日本を含む世界の教育政策が、国の責任によるインプット (目標設定とその実現のための基盤整備) を土台にして、プロセス (実施過程) を地方自治体や学校が担い、アウトカム (教育の結果) を国の責任で検証した上で質を保障する統治モデル (大桃 2016: 112) へと収斂化することで、教育制度内の市場が飛躍的に拡大したのである。

これは Burch の研究においてアメリカ国の事例として描かれていたものが、「世界の教育改革運動」(GERM) (Sahlberg 2021) として伝染病のごとく世界中に伝播した状況と言える。この状況に寄与したのが、世界銀行などの国際機関、国際非政府組織、そしてビル・メリンダゲイツ財団のような慈善団体が民間企業と連携することで形成されたグローバルな政策形成ネットワークであり、このネットワークを通じて、教育の民営化が世界的

に推し進められてきた (Hogan & Thompson 2021, Menashy 2016, Verger et al. 2016, 広瀬 2016).

公教育における企業参入のグローバル化に関する議論を牽引してきた Hogan らは、最近の論文において私営化・商業化・市場化という相互に関連した諸概念の整理を試みている (Hogan & Thompson 2021). 表 1 に示す通り、学校選択や学校の企業化 (チャータースクール化も含む) は公教育の私営化 (Privatisation) と分類される。これらはすべて学校組織を対象とし、公教育を市場や企業の論理に依拠して再構築する場合を指す。一方で、企業が公教育制度内に参入して教育活動の一部を担う事例を商業化 (Commercialisation) として区分している。また Hogan & Thompson (2021) は私営化と商業化を包含するより広い政策ロジックとして市場化 (Marketisation) を位置づけている。以下の議論では、Hogan & Thompson の分類を踏まえて、日本の公教育における民間連携を「商業化」として位置づけることとする¹。

一方、国内の議論に目を向けると、公教育における企業参入という現象が、とりわけ 2016 年以降、教育研究者の注目を集めるようになったことがわかる。端的にまとめるならば、Society 5.0 に向けた新たな人材の育成と教育への要請 (教育の ICT 化とグローバル化) やコロナ禍が、少子高齢化を背景に事業の多角化を進める教育産業 (IT 企業やコンサ

表 1 教育の民営化をめぐる概念整理の試み

Marketisation (市場化)		
	Privatisation (私営化)	Commercialisation (商業化)
内容	学校選択や学校の企業化	学校に対する企業の参入
対象	学校組織を対象に、その運営自体を引き継ぐ形で起こる	学校の内部で、民間企業による公立学校への参入や連携といった形で起こる
立脚点	教育を提供する組織側の視点	教育の「商品化」によって利益を得る行為者側の視点

注：Hogan & Thompson (2021) の分類をもとに本表を作成した。

1 なお、表 1 にあるような市場化や私営化、商業化といった用語には唯一の合意を得た定義があるわけではなく、それらの用法は論者によって異なる。例えば Ball & Youdell (2008) が提唱する endogenous privatisation (内からの私営化) と exogenous privatisation (外からの私営化) という区別 (訳語は福田誠治ら 2009 による) は、Hogan らの privatisation と commercialisation の用法とおおむね重なっている。また、commercialisation (commercialization) についても、Hogan らは学校内部への企業の参入を指してこの用語を用いている一方、Molnar (2006) は企業がマーケティング目的で学校内部へ参入することに加え、Edison School 社のように学校全体を民営化する事例にも言及してこの用語を用いていた。よって表 1 は、あくまで本稿の事例の位置づけを示す一つの類型として提示するものである。こうした用語の定義の不一致は日本語に関しても同様で、例えば privatisation (privatization) にどのような訳語を当てはめるかや、「市場化」の範疇にどこまでの事象を含めるかは、文脈や論者によってもニュアンスに違いがある。

ルディング企業も含む)による公教育への参入を加速度的に進めたことが指摘されている(井上 2016, 井上・藤村 2020, 児美川 2021, 佐藤 2021, 広瀬 2016, 広瀬 2020, 高島 2021)。

だが、各論者による公教育における民間連携への評価は著しく異なっている。児美川(2021)、佐藤(2021)、広瀬(2020)らは公教育の商業化がもたらす弊害、すなわち格差の拡大や教育的価値や公共性の空洞化を強調する。児美川(2021: 152)いわく、今日、日本の公教育においては「教育産業による浸食が「普遍化」しており、その結果、公教育からは公共性が駆逐され、民営化の餌食になりつつあるという。同様に、広瀬(2020)も民間連携を通じた教育のICT化が、学びの格差とエリート主義を助長すると指摘する。これらの批判的論調は、先に紹介した英語圏における教育の商業化の議論とも類似している。結語で指摘するが、こうした批判的見解は傾聴に値すると同時に、市場と公共性を二律背反でとらえる社会科学の限界を無批判に継承する傾向がある。

一方で、国内では公教育における民間連携に新たな可能性を指摘する議論も存在する(井上・藤村 2020, 早坂 2017, 高嶋 2021)。例えば、早坂(2017)は公立学校と学習塾の連携が量的に拡大し、かつ多様化している現実を指摘し、子どものセーフティーネットの拡充の観点から民間連携の可能性を指摘する。同様に高嶋(2021: 133)も、Society 5.0時代における公教育と民間教育産業の関係を論じる中で、民間教育産業を「排除して済ませるのではなく適切に組み込みながら、公教育と民間教育産業の望ましい関係を探求」することを提唱する。それが無い社会を想像することが困難なほどに、学習塾が社会的に自明のものとなり、そして社会課題解決における民間の役割が重視される今求められているのは、排除ではなく、より建設的な関係の構築と行政と民間の役割の明確化だと論じる。

この高嶋の提案は、EdTech企業を中心にした社会起業家と教育研究者の世界の相互補完性を主張する井上・藤村(2020)の議論にも通じる。日本版EdTechの展開と国策化の背景を検討する中で、同氏らは、地理的・経済的な理由による教育機会の格差解消と多様な教育機会の確保という点で、EdTech産業の果たす補完的役割を強調する。よって、公教育における「EdTechを過大評価も過小評価もせず、適切に使いこなすための知的な構え」(井上・藤村 2020: 152)、すなわち公教育とEdTech産業の望ましい関係を構築することの必要性を訴える。

本論では、前者の教育の市場化に対する懸念に一定の理解を示しつつも、後者の論じる公教育と民間教育産業の建設的な関係の可能性を検討することを第一の目的としている。公教育における民間教育産業の果たす役割に関するこれまでの研究においては、現場のデータにもとづいた実証的な知見や、国の教育改革との関連を探究した視点が若干不十分であった。本研究では、民間教育産業の公教育への関与について実証的な研究を行い、更には英語圏の研究の論調と比較することで、その「日本の特徴」の解明への足掛かりとする

ことも意図している。

II. 本稿の射程と研究方法

本稿では、上記の課題を検討する上で、小中学校の英語教育における公教育と企業の連携に焦点を当てる。昨今の国レベルの教育改革では「グローバル人材」育成の必要性が言われ、4技能（読む・聞く・書く・話す）を網羅したコミュニカティブな英語能力の養成が重要な教育政策課題として位置づけられている。また、大学や高校の入試に関する議論の中でもスピーキング能力の測定は一つの懸案事項とされ、現場の教員の指導上の課題や試験実施上の課題をめぐって多くの論争が引き起こされた。こうして矢継ぎ早に改革が断行された英語教育においては、改革で求められている方針が現場の対応能力を超えている、または対応することが著しく難しい状況が生じている可能性が高い。先ほどのBurch (2006) の見解を踏まえれば、こうして生まれた「隙間」を埋める形で、教育現場の商業化が進行している可能性が想定できるのである。この意味で、小中学校の英語教育は、教育における商業化を検討する上で有益な素材を提供している。

本稿は、二つの自治体の担当者と企業側の担当者からの聞き取り調査を行うことで、国の教育政策が自治体レベルにおいて実施される中で民間企業が関与する具体的なプロセスを描き出すことをねらいとしている。具体的には、2020年2月から2021年6月にかけて二つの自治体と三つの民間企業に対して実施した計6件の聞き取り調査に基づいている。調査対象者の選定にあたっては、まず調査に協力してくれた企業（A社）の担当者を通じて、同社が連携関係にある対照的な二つの自治体（X市とY市）の推薦を受けた。ここで言う「対照的」とは、A社とそれぞれの市の連携の在り方に関する対照性であり、これには両市の人口動向などの特徴が色濃く反映している。

選定された2市の特徴であるが、X市は人口20万人弱の首都圏郊外のベッドタウンである。高度成長期には大規模住宅開発が行われ、多くの世帯持ち家族が居住していたことで知られている。人口動向統計を見ると、少なくとも1995年あたりまでは増加傾向にあったが、近年では減少に歯止めがかからず、市全体の高齢化が急速に進んでいる。50年後には、同市の年少人口（14歳以下）が10%まで低下する一方、老年人口（65歳以上）が40%近くまで上昇することが予想されており、若者世代や子育て世代にやさしい街としての基盤を作ることが緊急の政策課題として強く認識されている。教育面においては、X市の生徒の学力は全国学力・学習状況調査の全国平均または同市が所属する都道府県の平均かそれよりやや上程度の水準にある。市内の学校におけるICTネットワークに関

しては、他の自治体に先駆けて、比較的早い段階から整備されていたことが特徴として挙げられる。

なお、X市はA社と包括的な連携協定を結んでおり、英語教育分野においては、「読む」「聞く」「書く」「話す」の英語4技能を測定するテスト、市内の小学校教員の英語研修、並びに中学校ではタブレットを使ったフィリピン人教師との一対一の英会話を同社に委託していた。

一方のY市は、首都圏近郊の人口100万人超の政令指定都市である。区域内には、文教地区として昔から有名な地域も存在しており、交通の便の良い都心部への通勤圏として若者世代に人気がある。人口動向は、ここ20年ほど継続して増え続けており、人口増加率と平均年齢の低さにおいて全国ランキングの上位に位置している。Y市の生徒の学力は、全国学力・学習状況調査の結果によると、全国や所属する都道府県の平均をおおむね上回っており、Y市を担当するA社社員によれば、教育に力を入れている自治体として民間業者の間では広く知られているという。

A社のみと包括的な連携協定を結んでいたX市とは対照的に、Y市ではA社を含む複数の企業との連携を行っており、その内容は英語4技能テストの導入、教材開発や小学校教員の英語研修など多岐にわたっていた。このうち、A社に関しては4技能テストのみを委託していた。Y市は最近でも、学校現場でのICTの積極的活用とデジタルトランスフォーメーションを実現すべく、大手IT企業や教育企業との連携を公表している。このことから、Y市が教育資源に富み、全国に先駆けて先駆的な教育改革を行っていることが分かる。

聞き取り調査に関しては、スノーボール・サンプリングを利用した。まず英語教育における民間連携の事例をレビューしている段階で、X市がA社との民間連携を通じて、端末を使った海外の先生との一対一の英会話授業を取り入れていることを知った。さっそく、X市の教育委員会に連絡し、A社との民間連携において窓口となっている担当者インタビューを申し込んだ。インタビュー終了後、X市担当のA社社員の方をご紹介いただき、その方から聞き取り調査を行い、更に、この担当者から対照的なケースとしてY市と同市を担当する同僚をご紹介いただいた。Y市担当のA社社員からの聞き取り調査の後、Y市の教育委員会の3名の指導主事に対しても聞き取り調査を行った²。

その後、これら二つの自治体に限定されない状況を把握するため、英語教育分野で全国展開し、公教育への参入を積極的に進めている二つの事業者(B社・C社)を特定し、それぞれの事業の担当者に対しても聞き取り調査を実施した。これらの調査は研究倫理審査

2 A社の各市の担当社員は、自治体の教育委員会に確認と許可を取ってから聞き取り調査に応じた。

の承認を得た上で、事前に通知したインタビュー質問項目に沿って各1時間～1時間半程度実施し、あわせて関連資料の収集（例：自治体の教育振興基本計画や教員公募の文書、英語教育に関する広報資料、企業の英語事業に関するパンフレット等）も行った。

インタビュー対象者の詳細は表2のとおりである。自治体の教育委員会からは英語教育の状況に詳しい指導主事の方々、民間教育事業者からは、オンライン英会話または英語4技能テストの分野で公教育との連携を行っている営業担当の方々を中心に、インタビュー調査への協力を得た。

表2 インタビュー調査の概要

対象主体	参加者	調査時期
X市教育委員会	統括指導主事1名	2020年2月中旬
民間教育事業者A社	X市の担当者1名	2020年3月上旬
Y市の教育委員会	指導主事3名	2020年3月下旬
民間教育事業者A社	Y市の担当者1名	2020年3月下旬
民間教育事業者B社	担当者1名	2021年5月上旬
民間教育事業者C社	担当者4名	2021年6月上旬

分析にあたり、すべてのインタビュー内容を文字起こしした上で、全体を通じて主要トピックや象徴的な語りに対してコーディングを行った。その上で、本稿の問題関心に応じた具体的な事実や対象者の意味づけに着目しながら分析結果をまとめた。分析結果の妥当性を確保するため、複数のデータ源（例：教育委員会と民間事業者、教育委員会同士、または民間事業者同士の聞き取り内容）でトライアングレーションを行い、それらの内容を突き合わせることで内容の整合性や相違点についても検討した。これらの手法を採用することで、網羅的に事実を把握し、発言者や立場によって語られる内容の共通点や相違点も考慮に入れながら分析を行った。

Ⅲ. 公教育と企業との連携の背景と実態

本節では、自治体が管轄する学校教育に民間企業が参入するようになったプロセスについて、二つの自治体の例をもとに詳述する。民間連携の具体的な内容や形態として、本節ではとくに「オンライン英会話」と「英語4技能テスト」を念頭に置いている。はじめに、本稿が焦点を当てる民間連携のメカニズムの全体像を図1に示す。このうち、聞き取り調査から明らかになった個々の関係性（図中の①～④の箇所）と対応する形で以下の本文

を構成している。二重線で囲まれている市区町村教育委員会と民間教育事業者から聞き取ったことを起点に、連携が行われる背景や経緯について検討していく。

1. 連携の背景：国の教育政策

まず、国の教育政策が市区町村自治体にどう伝達され、それを自治体がどのように受け止めたのかについて論じる（図1の①）。現行の英語教育改革の基盤となっているのは、文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成25年12月）の具体化のために開催された有識者会議の報告書「今後の英語教育の改善・充実方策について」（平成26年）である（文部科学省 2014）。この報告書はグローバル化の進展の中で国際共通語である英語力の向上が日本の将来にとって極めて重要であるとし、「アジアの中でトップクラスの英語力を目指す」ことを掲げ、「英語を『聞く』『話す』『読む』『書く』の4技能を活用して実際のコミュニケーションを行う言語活動を一層重視し、小・中・高等学校を通じて、授業で発音・語彙・文法等の間違いを恐れず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することと、英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むことが必要」と述べている。また、「多くの現職教員が、自分が受けてきた英語教育とは大きく異なる方法で指導や評価を行うことが求められ、そのことに対応できる教員を養成するための研修が課題となっている」という現状認識を示している。

これらの文言から、これまでの英語教育の在り方の抜本的な改革、そして、そのために

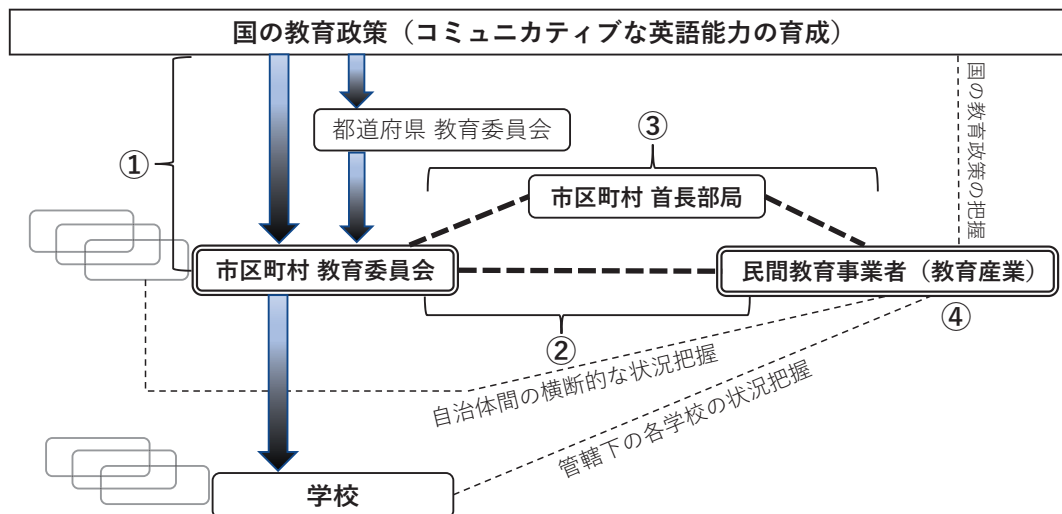


図1 学校教育への企業の参入をめぐるアクター間の関係

注：二重線で囲んである主体が今回のインタビュー対象者

必要とされる現職教員の指導力の大幅な向上が謳われていることが分かる。だが当然のことながら、現場の教師が「英語を使う授業」にシフトするためには、多くの支援と時間が必要であり一朝一夕に達成されうるものではない。

X市の教育委員会では、こうした国の「使える英語」という方針のもと、英語が話せる生徒の育成を自治体の目標として掲げ、小学校は2020年度、中学校は2021年度から施行された国の新しい学習指導要領にも対応しながら英語教育を充実させようとしていた³。また、大学入試において英語の4技能の測定を含む民間英語試験の導入が議論された背景も念頭に、X市の統括指導主事は以下のように当時の状況を説明した。

今の英語教育で求められている、というか教育全体で求められていることになるかもしれないんですけども、今回英語教育の様々な入試の改革が行われる中で、やっぱりコミュニケーション能力っていう部分で、ただ単に英語を身につけるだけじゃなくて、それを、学習したことをいかに使っていけるか、「使える英語力」を子ども達に身につけさせていきたい、ということが必要になってくると。(X市統括指導主事)

こうした方針に基づき、X市内の中学校では教員が英語で授業を行う取り組みを推奨し、授業の中で教員と生徒、生徒同士や、市で雇用しているALT (Assistant Language Teacher) などと生徒の間で英語のやり取りの機会を設けてきたという⁴。しかし「実際に一人一人の子どもがある程度の時間、学んだ英語を用いてやり取りをする機会がなかなか確保できない」ことを問題視していた。そうした中で、A社の提供するオンライン英会話によって海外(フィリピン)の講師と一対一で子ども達が英語のやり取りができることを知り、同市が早い段階からICT環境を整えていた背景もあいまって、年に1~2回、中

3 この点は、X市の教員公募のリーフレットや、インタビュー調査時に示された教育委員会の中学校英語カリキュラム委員会の実施報告書などにも明記されていた。

4 ALTの活用とは、本節で注目する「民間連携」の主眼ではないものの、その雇用形態によっては、オンライン英会話や英語4技能テストの導入以前から実施されていた民間連携の一例である可能性はある。文部科学省による英語教育実施状況調査では、ALTの雇用形態を国の事業である「JETプログラム」、民間会社と地方自治体(教育委員会や学校等)とが契約を結ぶ「労働者派遣」および「請負」、地方自治体の教育委員会や学校等が直接雇用する「直接任用」という4種類で分類している(園田2021)。園田によると、民間会社と雇用関係を結ぶALTは、ALT全体の3割程度(JET-ALTを凌ぐ割合)を占めるという(p.55)。X市のインタビュー調査からは、市で雇用しているALTが民間企業からの「労働者派遣」なのか、教育委員会による「直接任用」なのかの区別までは把握できなかったが、仮に前者であった場合は、ここにも民間企業が介在していることになる。

今回対象とした二つの自治体が属する都道府県は、上述の文部科学省による調査を参照すると、いずれも義務教育段階でのJET-ALTの活用割合は全国的にも低い部類に入る。他方で、ALTに関して民間連携の割合や、自治体独自のリソースを使って人材を獲得している度合いは比較的高いものとみられる。

学校の授業にこのようなコンテンツを導入したという。X市教育委員会は、「このやり取りを30分間であったとしても子ども達がやるっていう経験は、ひょっとして日常生活の中ではなかなかない」ことなので、そういう機会を作っていくことが自治体の政策目標に資するものだと考えたという。

また、当時は全国や都道府県の学力調査の中でスピーキングについての調査が含まれておらず、客観的なデータで話す力やコミュニケーション力がどう身に付いているのかが、現場の教員自身もよくわからない状況にあった。そのためにA社の提供する英語4技能テストを導入する必要性があったと述べた。

一方、Y市の教育委員会では、全国的に4技能が強調される以前から英語教育の充実に熱心に取り組んでいたという。X市と同様にY市でも自治体の施策の効果測定を行うという動機のもとで、A社が提供する4技能テストを導入していた。加えて、Y市の指導主事は、4技能テスト導入の背景を以下のように説明した。

ちよと、昨今、入試改革も含めて英語教育改革の中でやはり4技能でというふうな流れがありますので、本市としてはそれを子どもたちにも義務教育の段階でも全員にぜひやらせたいということです。(Y市指導主事)

こうした自治体レベルの教育行政担当者の説明から、国の施策や入試改革の議論を経て、英語科4技能を育成することが公教育の「前提」として広く受け入れられるようになったことがうかがえる。そして、次節に見るように、その「前提」を適切に実施するには自治体教育行政の既存のノウハウでは不十分であり、結果として民間連携への道が開かれていった。

2. 教育委員会のリソースとの関係

前述のような国の教育政策への対応を背景に、X市とY市の教育委員会はどのような検討過程を経て民間教育事業者との連携に至ったのだろうか(図1の②)。民間連携とは、換言すれば、学校や教育行政が自前で学習環境整備することを部分的ではあれ、あきらめることであり、その決定に至る過程を理解するには、自治体の保有するリソースやノウハウの差を考量する必要がある。

まず、X市の統括指導主事は「使える英語」という自治体の教育ビジョンを実現するために民間に頼ることになった背景について、次のように説明した。

たしかに使える英語を子どもたちが身につけていくっていう時には、授業云々ではなくて、そういう学習環境をやっぱり整えていくというのが非常に必要だろうと思うんです。その学習環境を整える上で、じゃあ教育委員会や学校でできるかと言ったら、先ほどおっしゃいましたようにリソースが無いので、だとするとやっぱり民間と連携をすることが、子どもたちの教育につながっていくだろうというのは考えましたね。(X市統括指導主事)

この発言から4技能を網羅する英語教育、すなわち「使える英語」という政策目標が、X市教育委員会が保有するノウハウを超えたものであったことが理解できる。

X市の「使える英語」改革の最大の目玉は、タブレットを使った海外の講師とのオンライン英会話であった。使える英語力を育てるには一對一のやり取りが不可欠であり、その機会が通常の授業ではなかなか確保できないことがタブレット英会話の導入のきっかけであったという。そして、タブレット英会話の効果を検証するには、スピーキングの測定を含む4技能テストが必要となる。だが、「教育委員会だけではどうしようもできない、既存の学力調査では測れない所もある」ために、この部分でもA社との連携が必要になったという。ここから、新たに導入する事業に関して、数値を取って効果検証するというエビデンスベースの前提が自治体レベルにおいても広く受け入れられていることが伺える。

さらに、民間事業者の提供するコンテンツやサポートを利用することが、多忙な学校現場の実情もふまえた際、効率性の点で魅力があったことも明らかになった。X市の統括指導主事いわく、「教員の働き方改革が進んでいるところで、テストの採点だとかその分析をしていくっていう時間っていうのはなかなか実際取れない」中で、A社の提供する4技能テストは、「そのテスト結果を企業の方で子どもたちに個票にして渡し、分析もしてもらえる」。すなわち、採点から結果分析、さらには解説や事後学習の教材までをオールインワンで提案してくれる点にメリットを感じたという。これらの説明から、教員の働き方改革という一見すると民間連携とは無関係のように見える国の政策的方針が、実は間接的に民間連携を促進する要因の一つとして機能していたことがうかがえる。

一方、Y市の教育委員会では英語教育に関する国の新たな方針に対応する際は、初めからA社の提供するサービスに依存するのではなく、英語で話す力の育成については授業時間の増加や教員研修、市独自で雇用したALTなどを活用しながら対応していた。だが、英語4技能、とりわけ、ライティングとスピーキングに関する評価・測定に関しては、民間連携も一つの選択肢として考慮したという。ただし、その場合にも、行政としてノウハウが欠如しているから民間に依存せざるを得なかったという説明ではなく、あくま

で教育効果を検証する上で数ある指標の一つとしてA社が提供するサービスも取り入れたという。以下、我々のコメントに対するY市指導主事の説明を見てみよう。

インタビュアー：そう考えると、例えば、[4技能テスト]の英語評価、子どもの4技能の評価をするってことはいわゆる教育行政の中ではノウハウなり、そういった専門知識がないから外に委託してるっていう考え方でよろしいですか。

委託してるっていうよりも、われわれとしては、先ほど申し上げたとおり、ないから[4技能テスト]ではなくて、他のいろいろな、例えば、市の検査とかもやってるわけです。そういう、いろんな子どもたちの要するに学力をモニターするんですけども、そのモニターの一つの方法として、新たに[4技能テスト]を入れたと、われわれはそういう考えでおります。ですので、あくまで教育行政としては何もやってないわけではないです。(中略)今回、たまたまそこが民間の業者だったっていうのがわれわれの考え方です。やってないじゃなくて、新たな道をさらに増やしていくってことです。(Y市指導主事)

我々の質問は、X市での聞き取り調査から得られた理解がY市においても当てはまるかを確認しているが、Y市の指導主事はこうした説明を真っ向から否定している。Y市の担当者が後述するところによれば、話す技能の育成に関しても、新しい授業実践を導入することできちんと成果を積み重ねてきたが、全市的な状況を知る必要が出てくると、自治体規模も大きいため、費用対効果を考えて、A社の4技能テストを活用することが合理的だと判断するに至ったという。また、すでに市の英語の学力調査もある中で、民間の4技能テストをさらに行うことについては、「われわれが作るものとは違った指標で、いろいろなエビデンスが必要」だと考え、その中で、「客観的でより全国的な指標」を提供するものだと認識していた。

ここまでの知見をまとめると以下のようなだろう。すなわち、X市・Y市ともに、国の政策や教育改革の議論が「使える」英語能力を推進し、新たな施策に対する効果検証が求められる中、自治体が自前で準備できるリソースや学習環境とのギャップの穴を埋める形で、効率性や費用対効果も考慮しながら民間事業者との連携・委託を行っていた。

ただし、民間連携の度合いやそのとらえ方については、両自治体間で有意な差があることが垣間見えた。X市は生徒が一对一で英語のやり取りをする機会が授業内ではあまり確保されていない点や、既存の学力調査ではスピーキングの力を測れない点など、教育委員

会内のリソースでは政策的な目標に十分に対応できないことが民間連携の要因としてあることを認めていた。一方で、Y市は比較的豊かな財源と教育行政の規模にも支えられ、教育委員会が英語教育の充実のために自前で提供できるリソースや学習環境がそれなりにある中で、特定の民間企業に限らず、外部主体が持つ様々なリソースを選択的に組み合わせ活用するという姿勢を明確にしていた。こうした違いの背後には、Y市のようなより規模の大きい自治体ほど教育委員会内の人材やネットワークが豊富に存在していること、また、自らの教育活動の正当性を担保する上でも、民間企業に大きく依存する必要性が低いことが推察される。

3. 少子高齢化を背景とした地域振興

しかしながら、各自治体のリソースやノウハウの差異という要因に加えて、自治体特有の諸事情も民間連携を促進する要因として機能していた。Y市の場合と比較した時に浮かび上がるX市のA社との連携の特徴は、それが自治体の首長部局を明示的に媒介した形で行われた点であり（図1の③）、これにはX市特有の状況が反映されていた。先述したように、X市は人口減少の深刻な問題を抱えている。首長部局では、少子高齢化による住民減少（税収減）の課題に取り組むため、魅力的なまちづくり（シティセールス、シティマーケティング）に力を入れており、その一環として英語教育改革を位置づけていた。A社が提供するサービスを使った対一の英会話授業は、これがA社との連携事業であるという事実と合わせて、子育て世代にアピールする「目玉」として明確に意識されていた。X市でタブレット英会話が導入されるに至った経緯について、X市の指導主事と同市を担当するA社社員は以下のように説明した。

実際に市長部局のシティセールスの部分にも関わって、自治体として英語っていうものに力を入れながら、今後のグローバル化した社会を目指しながら、教育を進めていきますよってというのが[X市]に来ていただく人を増やしていく上では、人口も減少したりもしているんですけど、一つ特徴的な部分と。（X市統括指導主事）

(X市がオンライン英会話に魅力を感じた理由について) やっぱりわかりやすさじゃないですかね。シティプロモーションですよ。プロモーションにああいったものってものすごい分かりやすいじゃないですか。明らかに中学校に行かせたらああいう時間が担保される、子どもたちは喋れる機会がある、ヴィジュアル的にもいいんで、そこが多分一番いいねっていう風には言われてたんじゃないですかね。（X市を担当するA社

社員)

X市の統括指導主事は、市の総合教育会議の場で市長部局の担当者（政策課や広報課等）ともつながりを持つ中で、市が力を入れている教育の取り組みについて、とりわけデバイスを使った一対一の英会話授業について視察や取材を受けるようになったという。その結果、同市の英語教育における取組が地域の住宅情報誌に取り上げられたこともあり、X市のシティセールス戦略の一環として一定の役割を果たしたと結論付けていた。自治体の長が教育行政に影響力を行使できるようになったことは多くの研究により指摘されているが（青木 2014, 大桃・押田 2014, 村上 2014）、X市においては、この傾向が英語教育における民間連携を後押しする要因の一つとして機能していた。これとは対照的に、Y市では民間連携をシティセールスの一環として位置づけるどころか、民間連携の事実を文書において明示的に記すことすらしていなかった。言い換えれば、Y市においては、英語教育における民間連携を前面に出すことが、自らの教育実践の先駆性をアピールすることにつながるとは考えられていなかったと言える。

興味深いことに、X市を担当するA社社員によると、同市教育委員会では、もともとは英語教育ではなくICT教育と基礎学力の充実を図る方針を固めていたという。一方、首長部局側や市長は、子育て世代の転入のために特色のある教育改革を打ち出したいと考えていた。こうした中、A社側が保護者のニーズも考慮に入れたとき、「英語教育を充実していくことをおそらくこれからやっていくべきではないか」という旨を教育委員会や首長部局に提案し、市長に面会し直接働きかける機会もあったという。つまり、X市の場合は、自治体の首長部局とA社との間にも明示的な関係性が存在し、教育委員会の政策決定過程が、それらのアクターにより媒介されていたことが明らかになった。

よってX市に見られた英語教育における民間連携と少子高齢化問題の関係から、次のような示唆が得られる。すなわち、少子高齢化が進み人口減少に危機感を感じている自治体においては、地域振興を前提とした教育における民間連携が進む可能性があることである。Y市担当のA社社員によると、X市以外の人口減少に直面する自治体の中にも、オンライン英会話を目玉政策として実施することでメディアの注目を受け、町のプロモーションにつなげている自治体があるという。

4. 民間事業者の横断的なネットワーク

これまで、自治体レベルで英語教育における民間連携が促進される様々な要因を見てきたが、視点を変えると、それは民間事業者が政策のアクターとして一定の役割を担い始め

ていることを意味する。事実、後述するように、民間事業者は、自治体の教育行政と縦横のつながりを形成することで、政策の具現化に様々な形で影響を与えている（図1の④）。

具体的には、聞き取り調査の対象となった民間教育事業者のうち、大手のA社とC社は、国の教育振興計画および各自治体が立てる教育振興計画を細かくチェックし、自治体の実情も考慮した上で連携事業を提案していた。例えばC社では、国の教育振興計画が提示され、その内容を反映した各自治体レベルの教育施策や目標が公表される過程をとりわけ注視しているという。その上で、自治体の事業計画書に「オンライン英会話」が記載され予算がつくと、民間事業者が提案を行い、それが通ると連携が成立するという流れが説明された。X市を担当するA社社員も、国の教育政策に加えて市の総合戦略等も参照しながら、オンライン英会話が同市の既存のリソース（例：ICTネットワーク）を活用した有効な施策になるのではないかという提案を首長部局側に行ったという。このように、民間事業者は、国や自治体の政策文書で掲げられる目標や条件を参照しながら、「顧客」のニーズに合致した事業提案を行う。そうすることで、国レベルの政策目標が自治体レベルにおいて実施される過程に大きく関与していることが明らかになった。

さらに、4技能を重視した英語教育に関して言えば、民間事業者はすでに自治体レベルの政策アクターにとって不可欠な存在とさえ言える。X市においては、民間事業者が自治体の教育委員会だけでなく、首長部局ともつながりを持っていたことは前項で述べた。さらに近年、先進的な教育の取り組みの視察や紹介を通じて自治体同士が訪問しあうことが増える中、こうした自治体間の横のつながりを広げるのに民間事業者が一役買っていることが聞き取り調査より明らかになった。以下はY市を担当するA社社員と我々研究グループのやり取りの一部である。

インタビュアー：ある意味国の行政とかが、全国にあるいろんな良い事例っていうのを結び付けたりっていうような役割を、民間企業である[A社]がやってるってことですね。

私たちからすると現場の先生が試行錯誤してるものに専門性もない私が言ったとしてもってのがあるんですよ、ただ私たちが助言するときは、他の自治体さんで、ほかの学校さんでこういう成果が上がってますよっていう言い方しかできないんで、そこはやります。そういったことを取り組まれてる先進地域の人々が来られるとやっぱり違って。（Y市を担当するA社社員）

このA社社員は、5年間で全国80余りの自治体に対する営業を行ったという。こうし

た全国展開する民間企業が営業経験から得られた横のネットワークを駆使して、自治体の先進事例を紹介したり、視察や助言を通じて自治体間の情報共有や学びを促進してきたことがうかがえる。同様に、X市が独自の英語教育の指導案を作成する際にも、A社社員は同市の教育委員会を他の先進自治体の教育委員会につなぐ役目を担っていた。これらは、あくまで営利目的のために民間事業者が自治体間の教育行政を繋いでいた事例ではあるが、それでも民間事業者が教育委員会間の横のつながりを形成する「触媒」として機能していたことは注記に値する。

加えて、民間事業者はデータを媒介とした自治体や学校間のつながりの形成にも大きな役割を果たしていた。例えば、A社では事業展開の過程で現場の様々な状況を見聞きすることに加え、4技能テストの実施や分析を通じて、自治体の傾向や管轄下の各学校の学習状況を把握し、地域差を含めた学校や児童の相対的な立ち位置を俯瞰できる立場にあった。A社の担当者は、こうした俯瞰者としての見解を教育委員会側に積極的に提供しており、X市とY市の教育委員会でもA社社員のこうした視点を重視していた。このことは、ある母集団内における相対的な位置に関する情報が、学校の指導方針の決定や教育行政の政策立案において有益であるという前提が共有されていることを意味する。こうした「比較の目」を通じて自己診断を要求する政策的コンテキストも、民間連携導入における重要な要因として存在していたことが浮かび上がった。

IV. 海外の議論との比較と日本の特徴

1. グローバルな商業化の流れ

以下、この研究で明らかになったことを英語圏の関連する研究に位置付けることで、日本の民間連携の差異・特徴を考察する。冒頭で述べたBurch (2006) やSahlberg (2020) からの議論と同様に、今回検討した二つの自治体においても、民間連携の背景となる大元の部分では、まず国の改革の方針があることが明らかになった。つまり、国の政策として「使える英語」が公教育で育まなくてはならない能力として、明確に位置づけられたという背景である。本稿で見た通り、それぞれの自治体の反応には教育委員会のリソースの違いや自治体独自の背景が関係していたものの、結果として国の教育政策が自治体を経由して、民間事業者（市場）の提供する教育（商品）を利用する機会に結びついていたという点は、先に概観した英語圏の商業化に関する議論と共通していた。

このほかにも英語圏で報告されている教育の商業化の事例との類似点が挙げられる。ま

ずは、エビデンスに基づく統治システムが世界中の教育制度において受容されるにつれ、その新しい制度が要求するデータ管理・分析・活用に関する専門知が求められるようになってきたことである。民間業者の英語4技能テストが、本稿で検討した二つの自治体以外にも全国的に導入されている背景には、テスト開発と実施、ならびにデータ分析や結果報告に関する専門知が日本の学校運営や教育行政においても重視されている一方、それが現行の制度においては欠如していることを物語っている (Takayama & Lingard 2019)。換言すれば、「使える英語」という新たな方針が、教育制度の欠如を作り出したのであり、その欠如を埋めるべくして民間参入の市場が拡大したという見方が成り立つ。この意味では、日本の英語教育において生じている民間連携の傾向は、グローバルな規模で進む教育の商業化と著しく類似したものであると言える。

2. 日本の差異

他方、一見類似しているように見える現象も、その背景を注意深く見ていくと相違点も明らかになる。例えば日本においては、米国の NCLB 法のように国が地方教育行政に対して民営化を義務づけてはいない点がある。NCLB 法は各州が定めた「習熟レベル」を2年以上達成しない状態が続くと、民営化が義務化されていることについてはすでに触れた。これとは対照的に、日本の英語教育の場合、4技能の英語力を学校で指導するために、文部科学省が民間サービスを購入することを義務化しておらず、明示的に奨励することすらしていない。英語教育の先進的な事例の一つとして、民間業者との連携事例が掲載されることはあるが、その場合でも、国の教育行政が民間連携を成功の要因として前景化することは少ない⁵。民間連携であることを明示的に誇示していたのは X 市であるが、それはあくまで X 市が独自に判断して民間連携の事実を公表していたのであり、Y 市においては4技能テストが民間業者によるものであることを表には出していなかった。いずれにせよ、民間連携は両自治体が自発的に決定したことであり、その程度においても大きな違いがあったことはすでに確認した。

また、少子高齢化の問題が民間連携の導入の背景として浮かび上がったことは、世界でも有数の少子高齢社会である日本ならではの状況と言える。とりわけ X 市の場合、デバイスを使った外国人教師との一対一の英会話授業の斬新さのみならず、この事業に関して全国展開する A 社と連携していることがシティプロモーションの一環として前景化さ

5 例えば、土佐町立土佐町中学校では株式会社レアジョブが提供するフィリピン人講師との一対一の英会話を授業に取り入れているが、この事業が企業との連携事業であることは文部科学省委託の実証研究事業の報告書においては明示されていない (内田洋行教育総合研究所 2019: 25-26)。

れていたことは注目に値する。しかしながら、言うまでもなく、少子高齢化の問題は地域により濃淡があり、Y市のような学齢期の児童を持つ家庭に人気のある自治体においては、同様のことは起きていなかった。

さらに、民間業者が塾や学校外教育などの形で正当性を獲得している日本においては、民間連携が持つ意味自体が米国やイギリスやオーストラリアなどにおけるそれとは若干異なることが示唆された。英語圏、とりわけ米国の研究においては、国や国際機関による意図的な政策の結果として教育の商業化が進み、結果として公教育の民主性が損なわれ、質の低下が生じ、教育内容が矮小化され、貧富の差が拡大するといった問題が指摘されてきた (Adamson & Galloway 2019, Au & Hollar 2016, Chen, Hursh & Lingard 2021, Hursh 2017)。

こうした英語圏における商業化の議論に呼応する議論は日本にも存在するし、こうした懸念には十分に注意を払う必要があることは言うまでもない (例：児美川 2021, 広瀬 2016, 三宅 2022)。だが、その一方で、日本には公立学校における民間連携を中立的またはどちらかといえば肯定的にとらえる傾向が、教育研究者間においてのみならず、現場レベルにおいても存在することを押さえておきたい。聞き取りを重ねた二つの教育委員会においても、A社の参入がこうした英語圏の研究において指摘されるような諸問題を引き起こすという懸念は一切聞かれず、むしろA社を信頼のおける「連携のパートナー」として認識していた⁶。

ここに、本稿において我々が民営化や商業化ではなく、あえて「民間連携」という表現にこだわった理由がある。聞き取り調査を行った二つの教育委員会が強調していたのは、民間業者は公教育における英語教育のごく一部を担っているだけで、授業の方向性や年間を通じての教育方針に大きく影響を与えるような存在ではないことである。A社はあくまで「穴埋め」的な役割を担っているのであり、教育活動全般の主導権は従来通り学校と教育委員会が握っている。連携の形態や条件を決定するのも行政側であり、A社が教育活動を牛耳るようなことはまったく想定されていない。同様の説明は、公立小学校における塾講師による算数の授業を試験的に導入した千葉県教育委員会の反応にもみられる。すなわち、こうした試みは「塾講師の方が教員より指導力が優れているから、置き換えようという趣旨ではない」のであり、学校の「教員にしかできない指導」があることを前提としている (読売新聞 2023)。

これとは対照的に、英語圏の研究で言われる教育の商業化や民営化は、より積極的な民

6 例えば政策立案の際、X市の教育委員会からは、市議会でA社との締結を提案した際に否定的な意見は聞かれず、むしろ好意的な意見が多くあったという。Y市の教育委員会からも、A社のテストを導入する際、議会での予算獲得の説明に尽力した旨が語られたが、関係者から懸念があった旨は全く聞かれなかった。むしろ、今回の調査設計自体が、実際に民間連携の成立した自治体と企業を対象としていることや、教員に対してインタビュー調査ができていないことは、本研究の限界として指摘しておく。

間業者の介入，時には営利目的企業による「乗っ取り」をも視野に入れている (Au & Hollar 2016; Hursh 2017)．本論の冒頭で述べたが，NCLB 法が罰則規定として定める「学校運営の再編成」は，まさにこうした私企業による公立学校の「乗っ取り」を連邦政府が推奨しているのであり，ゆえに，とりわけ米国においては，企業参入の結果，公教育が公教育ではなくなってしまう可能性は極めて現実的なものとして認識されている。

言うまでもなく，日本における民間連携に関する懸念の相対的な弱さを説明することは，本稿の射程を超えている．だがその背景と意義についてさらに踏み込んで推察することは，今後の日本の教育における民間連携に関する研究の国際的な議論への示唆と貢献の可能性を検討する上で無意味ではあるまい。

その意味で注目すべきは，日本の教育行政側の教育産業への見方がある時期から大きく転換していることである．90年代中頃までは，塾やいわゆる「業者テスト」を「必要悪」とする否定的な見方が一般的であったが，その後は，中立ないしはより肯定的な方向へと変容したことが多くの識者により指摘されている (児美川 2021, 高嶋 2021, 早坂 2017, 葉養 2013, Mori & Baker 2010, Yamato & Zhang 2017)．今日においては，民間事業者が提供する教育サービスは自明のものであり，むしろそれへのアクセスが一定の社会階層に限定されていることが問題と見なされている (高島 2021, 早坂 2017)．これは言い換えれば，民間の教育サービスをできるだけ多くの子どもたちに提供することが「正義」だという認識が広まりつつあることを示唆している．ゆえに，X市のような自治体において，民間業者との連携を通じて，本来は私費を投じなければアクセスできない教育サービス (外国人教師との一対一の英会話授業) を公立学校において提供し，それを同市の魅力の一つとして宣伝することが，教育の質の低下や不平等といった懸念を誘発しないどころか，むしろ肯定的に受け止められたのではないだろうか．いずれにせよ，公教育と民間の関係をゼロサム (両者が競合関係にあり，一方が得た分だけ他方が失うという意味) で捉えるがゆえ，教育の商業化イコール新自由主義という単純化された前提が問い直されることの少ない英語圏の議論にとって，日本の民間連携の事例はより丁寧な議論の可能性を示している。

3. 市場の社会的役割

最後に，この知見が市場と共同体に関する従来の見解への再考を促す昨今の経済人類学の論考とも共鳴することも指摘しておきたい (松村 2023, 安富 2005)．安富が論じるように，これまで社会科学においては，貨幣を媒介とした商品交換を経て，個人が共同体から引き離され，共同体意識が破壊されることで近代的個人が成立するという単線的歴史観が長く受け入れられてきた．つまり，「商品交換の構造化された市場と，人的紐帯の構造化

された共同体とは、明確な二項対立の関係」(安富 2005: 91-92)に置かれてきたため、市場的行為と共同的行為が断絶するものとして想定されてきたのである。翻って、教育分野において企業の営利活動に否定的なイメージが付きまとうのも、それが契約関係のみを促進し、教育的価値の実現にとって不可欠な人的紐帯を破壊するという見立てが存在するゆえではないだろうか。しかしながら、多くの人類学的研究により、「商品によって結ばれる即時的な人間関係と、贈与的で共同体的な関係は併存しうる」ことが示されてきたという(松村 2023: 60)。

安富や松村らの経済人類学の議論を敷衍して、A社を中心とした民間連携を解釈するならば、次のようなことが言えるのではないだろうか。すなわち、提供する教育サービスを通じて、A社は契約関係にある各自治体との信頼関係を構築し、その結果、異なる自治体の教育委員会をつなぐ「触媒」としての役割を担っていた。A社は目先の利益を追求するよりも、「顧客をはじめ、関連する人々との関係の活性化をターゲット」(安富 2005: 104)とすることで、その結果として利益を得て、企業活動を継続し得ていた。こうして、経済人類学からの視点を借りることで、我々はA社の経済活動が、社会的・制度的な役割をも果たしていることに気づかされるのである。

この研究では、A社と二つの教育委員会という限られた事例を対象としており、また、英語教育に限定して民間連携の実態を検討してきた。言うまでもなく、教育における民間連携の事例は広範な教育活動にわたっており、英語教育はそのごく一部でしかない。当然のことながら、英語という科目やA社の特異性が検討してきた民間連携の形態を左右した可能性も否定できないゆえ、早急な一般化は慎まなければならないことは言うまでもない。こうした制約はあれど、本論で示した日本の教育における民間連携が持つ国際的議論への示唆については、今後十分に検討に値すると考える。この実験的試みが、今後実証的に検討されることで、教育の商業化に関する新しいアプローチへと繋がるのであれば幸いである。

謝辞

本研究プロジェクトの遂行にあたり、2019年度後期から2021年度前期の計4回にわたって東京大学社会科学研究所のグループ共同研究助成を受けた。また、インタビューを快く引き受けて下さり、貴重なお時間と情報提供をいただいた対象者の方々に、厚く御礼を申し上げる。なお、本稿は2021年夏の時点でインタビュー調査の記録として書かれた森・高山・大和(2021)を大幅に改稿したものである。

付記

本研究の発端は、執筆者らが2018年に香港政府の研究基金（General Research Fund）による4か国国際比較研究プロジェクト“New Education Privatisation (NEP) in English Education for Speakers of Other Languages (ESOL): A Four-Nation Comparative Study”（研究代表者：Dr. Choi Tae-Hee, 香港教育大学准教授（当時））の依頼を受けて日本チームを結成したことにある。本研究における主な役割分担は以下の通りである。まず、大和が自治体の教育委員会および民間事業者とのコンタクトを取り、調査の依頼を行った。高山はインタビュー調査における主な聞き手となり、日本の事例を国際的な文脈に位置づけて解釈する上でのアイデアを提示した。森は調査実施のための倫理審査書類の作成やデータの管理を行い、インタビューデータの分析と図表等の作成を行った。先行研究の検討と理論枠組みの整理は、3名の共同作業として行った。本稿の執筆の際は、まず森が全体の草稿を作成し、高山が推敲を行った上で、先行研究と考察部への大幅な加筆を行った。大和は英語教育に関する政策や実践に関わる部分を中心に、草稿へのコメントを加えた。

参考文献

- 青木栄一, 2014, 「独立性からみた地方教育行政の制度設計上の論点」『自治総研通巻』432: 26-52.
- 井上義和, 2016, 「教育のビジネス化とグローバル化」佐藤卓己編『学習する社会の明日』岩波書店.
- 井上義和・藤村達也, 2020, 「教育とテクノロジー：日本型 EdTech の展開をどう捉えるか?」『教育社会学研究』107: 135-162.
- 内田洋行教育総合研究所, 2019, 「平成30年度文部科学省委託 遠隔教育システム導入実証研究事業 遠隔教育システム活用ガイドブック第1版」.
- 大桃敏行・押田貴久, 2014, 『教育現場に革新をもたらす自治体発カリキュラム改革』学事出版.
- 大桃敏行, 2016, 「ガバナンス改革と教育の質保証」佐藤学ほか編『学校のポリティクス』岩波書店.
- 北野秋男, 2017, 「現代米国のテスト政策と教育改革：研究動向を中心に」『教育学研究』84(1): 27-37.
- 児美川孝一郎, 2021, 「教育産業によってくち溶ける公教育：『棲み分け』から『浸蝕』, そして『民営化』へ」民主教育研究所編『民主主義教育のフロンティア』.
- 佐藤学, 2021, 『第四次産業革命と教育の未来：ポストコロナ時代のICT教育』岩波書店.
- 園田敦子, 2021, 「雇用形態別にみるALTの実態：ALTの属性および学校との関わり方の分析」『共愛学園前橋国際大学論集巻』21: 53-68.
- 高嶋真之, 2021, 「Society 5.0時代における公教育と民間教育産業の関係と教育行政の課題」横井敏郎・滝沢潤・佐藤智子編『公教育制度の変容と教育行政：多様化、市場化から教育機会保障の再構築に向けて』福村出版.
- 早坂めぐみ, 2017, 「学校と学習塾の連携の可能性の多様化：1999年以降の新聞記事から」『日本学習社会学会年報』13: 59-69.
- 葉養正明, 2013, 「学校教育における外部セクターとの連携・協力に関する公私立中学校長の意識：ふたつの調査の対比による17年間の変化」国立教育政策研究所.
- 広瀬義徳, 2016, 「教育産業の多角的展開とその公教育関与の背景」教育政策2020研究会編『公教育の市場化・産業化を超えて』八月書館.
- 広瀬義徳, 2020, 「イノベーション産業化戦略としてのSociety 5.0とこれからの学校」『教育制度学研究』27: 56-73.
- 松村圭一郎, 2023, 「資本主義で「自治」は可能か？ 店がともに生きる拠点になる」斎藤幸平・松本卓也編『コモンの「自治」論』集英社.
- 三宅千智 2022 「保護者, 教員, 法曹界: 英語スピーキングテスト入試活用反対広がる」東京新聞ウェブ版

- (2022年11月8日).
- 村上祐介, 2014, 「教育委員会制度の改革と運用実態に関する首長・教育長の評価とその変容: 2013年全国市町村長・教育長アンケート調査報告」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』34: 69-108.
- 森いづみ・高山敬太・大和洋子, 2021, 「英語教育における官民連携の背景と実態に関するインタビュー調査記録」東京大学社会科学研究所 *ISS Discussion Paper Series* J-235.
- 文部科学省, 2014, 「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告: グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言」(平成26年9月26日 英語教育の在り方に関する有識者会議).
- 安富歩, 2005, 「マーケットからバーザールへ: 共同体と市場の二項対立を超えて」『経済論叢』176(3): 364-383.
- 読売新聞, 2023, 「塾講師が公立小学校で算数の授業, 千葉県教委が試行: 中学生の数学の学力低下で」(2023年12月6日, ウェブ版).
- Adamson, F. and M. Galloway, 2019, "Education privatization in the United States: Increasing saturation and segregation." *Education Policy Analysis Archives* 27(129): 1-45.
- Au, W. and J. Hollar, 2016, "Opting out of the education reform industry." *Monthly Review* 67(10), 29-37.
- Ball, S. & Youdell, D., 2008, *Hidden Privatisation in Public Education*. Education International. (= ステイブロン・ポール, デボラ・ヨードル著; 福田誠治, 杉田かおり, 吉田重和訳, 2009, 『公教育にしのびよる私営化』アドバンテージサーバー.
- Burch, P., 2006, "The new educational privatization: Educational contracting in the era of high stakes accountability." *Teachers College Record* 88(2): 129-135.
- Chen, Z., D. Hursh, and B. Lingard, 2021, "The opt-out movement in New York: A grassroots movement to eliminate high-stakes testing and promote whole child public schooling." *Teachers College Record* 123(5): 1-22.
- Hogan, A. and G. Thompson, 2021, *Privatisation and commercialisation in public education: How the public nature of schooling is changing*. Routledge.
- Hursh, D., 2017, "The end of public schools? The corporate reform agenda to privatize education." *Policy Futures in Education* 15(3): 389-399.
- Menashy, F., 2016, "Understanding the roles of non-state actors in global governance: Evidence from the Global Partnership for Education." *The Journal of Education Policy* 31(1): 98-118.
- Molnar, A. 2006. "The commercial transformation of public education." *Journal of Education Policy* 21(5): 621-640.
- Mori, I. and D. Baker, 2010, "The origin of universal shadow education: What the supplemental education phenomenon tells us about the postmodern institution of education." *Asia Pacific Education Review* 11: 36-48.
- Sahlberg, P., 2021, *Finnish lessons 3.0: What can the world learn from educational change in Finland*. New York: Teachers College Press.
- Takayama, K. and B. Lingard, 2019, "Datafication of schooling in Japan: An epistemic critique through the 'problem of Japanese education'." *Journal of Education Policy* 34(4): 449-469.
- Verger, A., C. Lubienski, and G. S.-Khamisi, 2016, "The emergence and structuring of the global education industry: Towards an analytical framework." In Verger et al. *World Yearbook of Education 2016: The Global Education Industry*. Routledge.
- Yamato, Y. and W. Zhang, (2017), "Changing schooling, changing shadow: Shapes and functions of *juku* in Japan." *Asia Pacific Journal of Education* 37(3): 329-343.